

令和3年三重県議会定例会

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 提出資料

◎所管事項

- 1 『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見
への回答について 1
- 2 産業廃棄物税制度の検証について 2
- 3 審議会等の審議状況について 8

令和3年10月26日
総 務 部

1 「『令和3年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答について

●行政運営の取組

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
3	行財政改革の推進による県財政の的確な運営	総務部	コロナ禍をきっかけにDXが注目されている機会を生かして、自動車税種別割の納期内納付率の向上などの税収確保に向けて、スマートフォン決済アプリ等を活用したキャッシュレス決済の普及促進に取り組まれない。	自動車税種別割の納期内納付率の向上については、これまでコンビニやMMK、クレジットカードによる納付など、さまざまな取組を行っており、昨年度からスマートフォン決済アプリでの納付を開始しました。引き続き、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス決済の普及に向けて、県民の皆さんに周知を図るとともに、デジタル技術を活用した納税環境の整備に努めてまいります。

2 産業廃棄物税制度の検証について

1 趣旨

循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策の財源確保を目的としつつ、産業廃棄物を資源として有効活用し最終処分量を削減する誘因として機能するような仕組みとして、平成13年6月に三重県産業廃棄物税条例（平成13年三重県条例第51号）を制定しました。

本制度については、平成14年4月の条例施行後、5年ごとに制度の検証を行ってきました。現在、検証を進めており、今後、これまでの成果や課題等をふまえ、必要な見直しを行います。

2 税制度の概要

(1) 課税対象

三重県内に設置されている産業廃棄物の最終処分場へ搬入する重量または中間処理施設へ搬入する産業廃棄物の重量に一定の処理係数を乗じた後の重量（課税標準）1トンにつき1,000円が課税されます。（別紙資料）

ただし、以下の①、②に該当する場合、課税免除となります。

- ① 再生施設（申請に基づき再生率が0.9以上であることを認定した施設およびがれき類を破碎する施設）に産業廃棄物の搬入を行った場合
- ② 4月1日から翌年の3月31日までの間（課税期間）での事業所における課税対象となる重量の合計（課税標準量）が1,000トン未満の場合

(2) 産業廃棄物税の税収等の推移

税収については、平成28年度以降は概ね4～5億円前後で推移し、用途事業については2～3億円程度が続いています。産業廃棄物税分の環境保全基金への積立額は、約20億円（令和2年度末）となります。

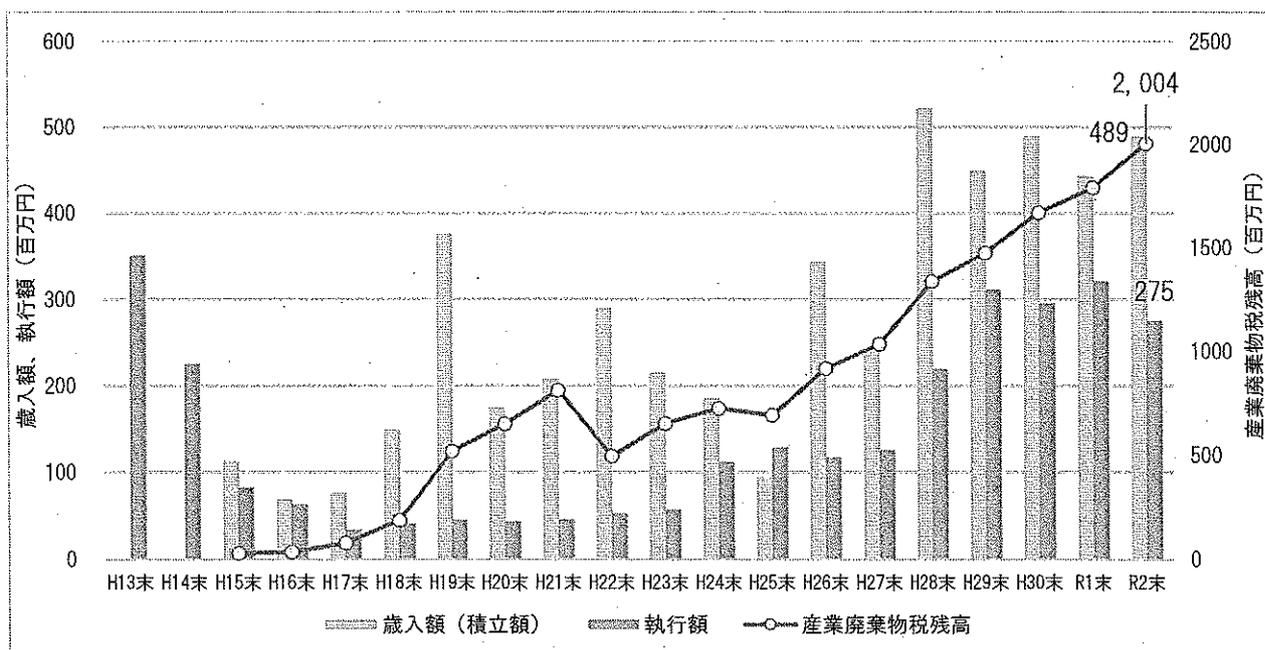


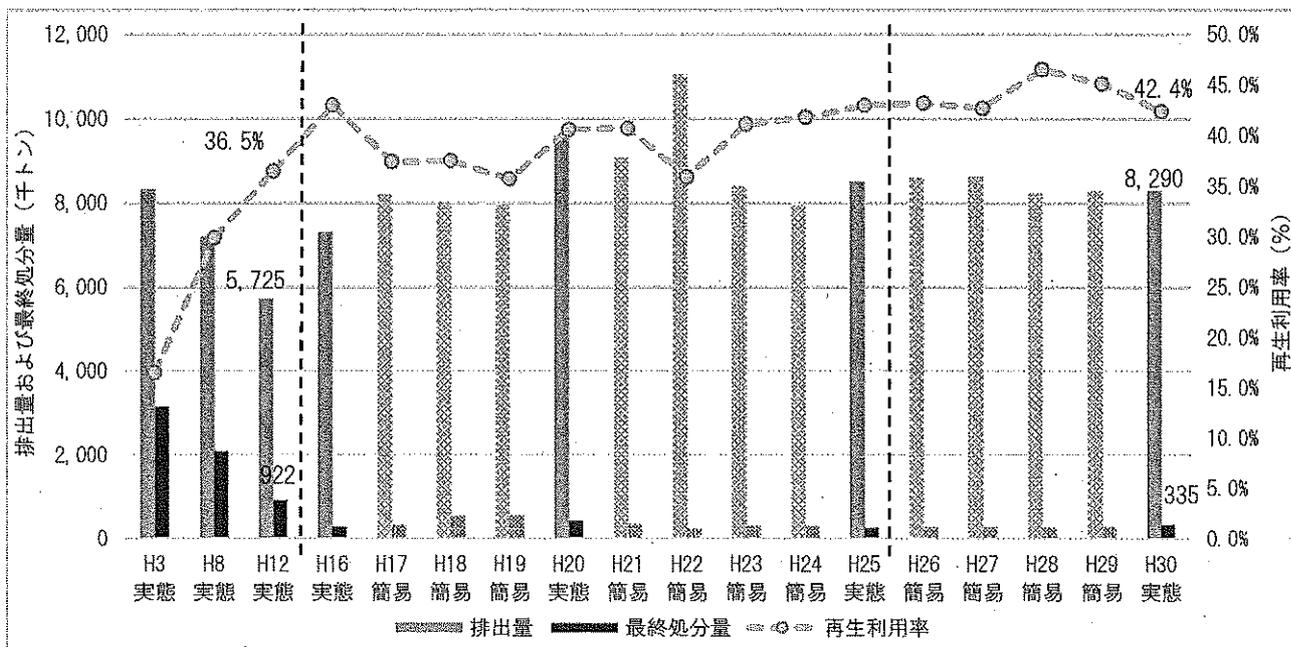
図1 産業廃棄物税の収支及び積立残高の推移

3 これまでの産業廃棄物の処理状況と成果

(1) 発生抑制および再生の推進

産業廃棄物税制度の導入前（平成 12 年頃）は、県内企業の排出抑制や再生等への取組を促進することが課題となっていました。

本制度導入後は、産業廃棄物の排出量は社会経済情勢の影響により変動し減少はみられないものの、再生利用率は向上（平成 12 年度の 36.5%が平成 30 年は 42.4%）し、最終処分量は削減（平成 12 年度の 922 千トンが平成 30 年度は 335 千トン）されました。



※平成 3～12 年度の排出量及び再生利用率は、調査方法が異なるため、今回の検証にあたり改めて推計

図 2 産業廃棄物の排出量等の推移

しかし、直近（平成 26 年度から平成 30 年度）は、排出量（平均 8,405 千トン）、再生利用率（平均 44.0%）、最終処分量（平均 284 千トン）のいずれも横ばいで推移しています。

このことから、本制度導入等により、再生利用の促進、最終処分量の削減について一定の効果を発揮し、直近の 5 年間は、その効果を維持している状況にあると考えられます。

(2) 適正処理の推進

本制度の導入前に喫緊の課題となっていた産業基盤である管理型最終処分場の円滑な確保については、施設の新増設と最終処分量の減少により、管理型最終処分場の残余年数は約 3 年から約 12 年に延長され、特に直近の 5 年間は 10 年以上を維持している状況です。

表 1 産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量

	H12 年度	H16 年度	H20 年度	H25 年度	H30 年度
産業廃棄物管理型最終 処分場残余容量 (千m ³)	850	1,394	670	1,857	3,347
残余年数	2.5	13	3.1	11	12

一方、県内処理業者への委託処理量は、229万トン（平成16年度）から405万トン（平成30年度）と大幅に増加（76.8%増）しています。

また、不法投棄について、10トン以上の不法投棄件数は、本制度導入後の最大27件（平成15年度）から5件以下まで減少（平成21年度から平成26年度）しましたが、直近5年間は6件から13件で推移しています。不法投棄に占める建設系廃棄物の割合は件数で約7割、重量で約9割と高い状況です。

このことから、本制度導入等により、管理型最終処分場の残余容量は確保されていますが、不法投棄は後を絶たない状況です。

4 課税方法の検討

課税対象、課税標準、税率、免税点、徴収方法については、現行制度により適切に申告納付がなされ、条例施行から20年が経過し制度が定着していることから、現行制度を継続する方向で、関係団体等を通じた意見聴取などにより検証を進めていきます。

5 資源循環に関する社会情勢の変化

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月施行）に基づき策定された第四次循環型社会形成基本計画（平成30年6月）では、「質」に着目した循環型社会形成を重視しつつ、さらに環境・経済・社会の3側面の統合的な向上を目指すことが示されました。また、食品ロス削減推進法が令和元年10月に施行され、プラスチック資源循環促進法も令和4年度中に施行される予定となっており、資源循環に対する社会的要請が高まっています。

適正処理については、平成30年4月施行の改正廃棄物処理法により規制が強化され、本県においても、令和2年10月施行の改正三重県産業廃棄物条例により建設系廃棄物対策の強化等を行いました。

また、カーボンニュートラルの実現のため改正地球温暖化対策推進法が令和3年6月に施行され、資源循環の分野においても脱炭素化に向けた施策の重要性が高まっています。

6 税制度の課題と見直しの方向

(1) 条例に係る課題と見直しの方向

ア 資源循環の質の向上

これまで発生抑制等の取組を進めてきましたが、社会情勢の変化や処理技術の進展をふまえ、高度なりサイクル等さらなる資源の有効な活用を進める必要があることから、条文の課税根拠（条例第1条）において、条例の目的が明確になるよう検討します。

イ 再生の推進

課税免除の対象施設となっている再生施設は、処理業者からの申請に基づき認定する施設と、申請が不要ながれき類の破碎施設があります。今後は、再生利用が一層進むよう、現状の施設の普及や処理の状況をふまえ、申請が不要な施設について、対象施設の拡大を検討します（条例第8条）。

ウ 減量の推進

中間処理施設については、減量化を考慮した3区分の処理係数が定められています。今後は、減量化が一層進むよう、処理の状況をふまえ、減量化が認められる処理施設について、新たな施設区分と処理係数の追加を検討します（条例第7条）。

表2 中間処理施設の処理係数

施設の区分	処理係数
一 焼却施設または脱水施設	0.10
二 乾燥施設または中和施設	0.30
三 油水分離施設	0.20
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	1.00

エ 再生可能エネルギーの回収

バイオマスから再生可能エネルギーを回収する施設は、資源を有効に活用し脱炭素にも資することから、普及を促進するため、再生施設と同等に課税免除の対象施設となるよう検討します（条例第8条）。

(2) 使途事業

これまで、発生抑制および再生の推進については発生抑制等のための補助金や食品廃棄物の飼料化・堆肥化等に、適正処理の推進については電子マネーの活用促進や不法投棄等の未然防止・早期発見の推進等に活用してきました。

今回の検証を通じて、さらなる資源の有効活用を推進するため、新たな取組であるプラスチック対策、食品ロス対策、循環関連産業の振興による3R+Renewable（再生可能資源への代替）や資源循環に係る地球温暖化対策等の施策を検討します。

また、県内での産業廃棄物の処理量が増大し、建設系廃棄物を中心とした不法投棄等が後を絶たない状況にあることから、中間処理等で発生する大気汚染や温室効果ガスなどの環境負荷低減に資する設備導入等の促進や監視・指導の強化を検討します。

7 今後のスケジュール（案）

今後、県内の排出事業者（納税者）、産業廃棄物処理業者、学識者、商工団体等産業界などの意見を聞きながら、課税方法等も含めた検証を行い、条例の必要な見直しを検討します。

令和3年度	11月	関係団体等の意見聴取
	12月	常任委員会（検証案）
	1月～3月	パブリックコメント等
	3月	常任委員会（パブリックコメントの結果等）
令和4年度	6月	改正条例案提出
令和5年度	4月	改正条例施行

産業廃棄物税条例の概要

項目	概要
1 課税の根拠 (第1条)	地方税法の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、法定外目的税として、産業廃棄物税を課する。
2 納税義務者 (第4条)	産業廃棄物を排出する事業者 (県内・県外を問わず)
3 課税対象 (第4条)	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入 中間処理施設：中間処理業者が設置する県内の産業廃棄物処理施設 最終処分場：産業廃棄物を埋立処分するための県内の産業廃棄物処理施設
4 課税標準 (第7条、 第8条)	①最終処分場への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入の場合：当該産業廃棄物の重量に一定の処理係数（産業廃棄物の処理施設ごとの減量化を考慮した係数）を乗じて得た重量 ③再生施設への搬入の場合：課税免除 ※再生施設：次のいずれかの中間処理施設（施行規則第7条） ○中間処理業者の申出に基づき、再生率が0.9以上であることを知事が認定した施設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">再生率$A = B \div (B + C)$ B：売り渡した再生品の重量等 C：排出された産業廃棄物の重量</div> ○がれき類を破碎する施設
5 税率 (第9条)	1トンにつき1,000円
6 免税点 (第10条)	4月1日から翌年3月31日までの間(「課税期間」)における課税標準量が1,000トンに満たない場合には産業廃棄物税を課さない。 *中小企業や地場産業対策から多量排出者のみ対象としている。
7 徴収方法 (第11条、 第12条)	申告納付（課税期間終了から7月末まで）
8 用途 (第19条)	産業廃棄物税額から賦課徴収に要する費用を控除して得た額を産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てる。
9 施行期日 (附則第1項)	平成14年4月1日施行。
10 検討 (附則第3項)	この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときはこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(注) 令和3年4月現在、産業廃棄物に係る税条例を施行している自治体は三重県を含めて

28団体となっており、近隣府県では、愛知県、滋賀県、奈良県、京都府が施行しています。

産業廃棄物税の納税額および納税者数の推移

	納税額	納税者数		
			県内	県外
H15 年度	132,534 千円	41 者	27 者	14 者
H16 年度	95,224 千円	33 者	20 者	13 者
H17 年度	90,436 千円	36 者	18 者	18 者
H18 年度	245,982 千円	42 者	18 者	24 者
H19 年度	354,618 千円	51 者	20 者	31 者
H20 年度	164,417 千円	42 者	22 者	20 者
H21 年度	246,509 千円	56 者	27 者	29 者
H22 年度	182,523 千円	43 者	21 者	22 者
H23 年度	223,201 千円	39 者	15 者	24 者
H24 年度	153,701 千円	36 者	14 者	22 者
H25 年度	160,651 千円	45 者	11 者	34 者
H26 年度	292,124 千円	57 者	12 者	45 者
H27 年度	295,901 千円	64 者	13 者	51 者
H28 年度	531,037 千円	91 者	23 者	68 者
H29 年度	457,301 千円	87 者	21 者	66 者
H30 年度	500,925 千円	90 者	22 者	68 者
R 元年度	446,161 千円	99 者	19 者	80 者
R2 年度 (見込み)	557,410 千円	118 者	24 者	94 者
R3 年度 (見込み)	429,000 千円	—	—	—

(注) 令和2年度は決算見込み、令和3年度は当初予算の数値

3 審議会等の審議状況について

(令和3年6月2日～令和3年10月5日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	令和3年6月7日
3 委員	会長 澤田 博 委員 奥原 貴士 ほか3名
4 諮問事項	変更認定申請に係る諮問 (答申1件) ・ (公財) 三重こどもわかもの育成財団
5 調査審議結果	・ 変更認定申請があった法人は、認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考	

注) (公財) : 公益財団法人

(2) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会					
2 開催年月日	令和3年6月11日、7月9日、8月13日、9月17日、9月28日					
3 委員	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">会 委 委</td> <td style="padding-right: 10px;">長 員 員</td> <td style="padding-right: 10px;">中西 岩崎 坂口</td> <td style="padding-right: 10px;">正洋 恭彦 知子</td> <td>ほか3名</td> </tr> </table>	会 委 委	長 員 員	中西 岩崎 坂口	正洋 恭彦 知子	ほか3名
会 委 委	長 員 員	中西 岩崎 坂口	正洋 恭彦 知子	ほか3名		
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護申請却下決定処分に係る審査請求事件 2件 ・生活保護法第63条による返還金決定処分に係る 審査請求事件 2件 ・不動産取得税の賦課決定処分に係る審査請求事件 1件 ・個人事業税の賦課決定処分に係る審査請求事件 1件 					
5 調査審議結果	審査請求6事件について調査審議を行い、2件の答申の決定がありました。					
6 備考						

(3) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	令和3年6月17日
3 委 員	委員長 伊藤 正朗 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	非常勤の職員の公務災害等の認定について
5 調査審議結果	諮問（1件）を受け、地方公務員災害補償法の基準により審議を行い、答申を決定しました。 また、令和2年11月1日から令和3年5月31日までの軽易なる事案（17件）の処理状況について、報告を了承しました。
6 備 考	